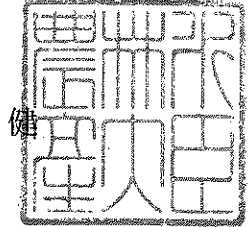


29消安第5171号
平成30年2月5日

農業資材審議会長
山本 廣基 殿

農林水産大臣 齋藤



飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第26条第6項において準用する同法第3条第2項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の一部改正に係る下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

公定規格の備考の3の別表第1から第3に、別紙の原料名の欄に掲げる飼料の原料のアミノ酸の成分量、非フィチン態リンの成分量、可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めること。